

東京電力の電気料金値上げ認可申請について

平成 24 年 7 月 20 日
消 費 者 庁

1. 人件費

人件費について、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図るため、以下の方針に基づき、料金原価を一層減額する。

- ①料金原価算定期間（3年間）各年における管理職の年収を震災前と比べ3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業（最大23.62%）のいずれをも上回る削減率（23.68%）とする。【約28億円】
- ②法定福利厚生費のうち健康保険料の企業負担割合を、法定負担割合である50%とする。【約12億円】
- ③本社・支店の社員食堂に係る原価の控除やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止、持株奨励金・総合預金奨励金の廃止等により、原価上、一般福利厚生費を震災前と比べ3割超引き下げる。【約7億円】

2. 調達等

調達等については、競争入札の導入比率について、東京電力は5年間で60%の水準を達成するとの目標を表明したが、この更なる前倒しを求めるとともに、競争入札の導入状況について一定期間ごとに公開を求める。

この他、東電病院に関する設備投資関連費用を原価から控除する。

3 事業報酬

事業報酬については、事業報酬から得た利益について人件費への流入などが行われず、最大限特別負担金に充てることを確保すべく、主務大臣が確認することとしている。

4 減価償却費、安定化維持費用、賠償対応費用について

減価償却費、安定化維持費用、賠償対応費用については、料金改定原価に算入する。「これにより、賠償、原子炉廃止措置、電気の安定供給の同時達成に支障が生じないようにするべき。」という説明が経済産業大臣より行われた。

5 燃料費・購入電力料について

日本原電からの購入電力料については、人件費、安全対策を除く修繕費、委託費等を削減する。(約 37 億円)

6 規制部門と自由化部門の関係について

経済産業省電気料金審査専門委員会査定方針案においては、今回改定以降の収益構造の変更については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっており、経済産業省は収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、必要に応じ料金認可申請命令を発動すべきであるが、その際の具体的な発動要件について検討すべきとしており、今後検討を進め収益構造の適正化を確保する仕組みを作る。

7 値上げの実施時期について

消費者への十分な周知の確保し、夏の需要期を避けるため、9月1日とする。

8 フォローアップ審査について

事後評価の観点から、レートメイクに関する検証を行うため、1kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないう、継続的に監視していく。

9 制度改革や料金の在り方の決定などにおける消費者の参画について

検討内容に応じて、消費者代表を正規の委員とするなど適切な消費者の参画の拡大を図る。

⇒これらにより、値上げ幅は、東京電力が申請した「10.28%」から「8.47%程度」に圧縮。

以上